



2019年5月9日

各 位

G M B 株 式 会 社  
 代表取締役会長 松岡 信夫  
 (コード番号: 7214 東証第一部)  
 問合せ先 常務取締役 善田篤志  
 (TEL 0745-44-1911)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を2019年6月21日開催予定の第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

株主総会および取締役会の招集権者および議長を、実情に合わせるため、現行定款第13条(招集権者および議長)、第23条(取締役会の招集権者および議長)について、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月21日(金曜日)  
 定款変更の効力発生日 2019年6月21日(金曜日)

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>代表取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役会長</u> に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役会長</u> に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

以 上